



## 《会計・税務の知識》 社会保障・税一体改革法案が衆院通過！

『社会保障と税の一体改革関連法案』が、ついに衆議院で可決されました。消費税増税は、野田総理が就任当初から並々ならぬ意欲を燃やしていたテーマですので、ようやく一歩前進か、という印象です。ただし、所得税や相続税などの改正については先送りされました。ここで、「その法案の中には、所得税や相続税の改正も盛り込まれてはいたはずでは？」と疑問に思われた方も少なくないと思います。そこで本稿では、同法案について簡単におさらいをしたいと思います。

### 1. 衆議院本会議通過までの経緯

『社会保障と税の一体改革関連法案』はその名のとおりに、国会へ提出された当初は、医療費や年金、福祉などの社会保障制度の見直しと、その財源の確保および財政健全化を図るための総合的な税制改正を行う法案でした。したがって、税制面においては、消費税増税が柱であるものの、それ以外の税目についても見直すこととされていました。

ところが、現状がねじれ国会ですので、そのまま法案を通そうとしても、参議院で否決される公算が高かったのです。そこで野田総理は野党(自民党、公明党)の協力を仰ぎ、種々の修正を受け入れるかわりに3党協議を合意に至らせました。これにより国会通過の目途が立ち、平成24年6月26日には修正法案が衆議院本会議で無事可決されました。

この修正の過程で、原案のうち多くの条項が削除されています。下記の表は、当初提出された法案の内容と、それが3党合意による修正案でどうなったかをまとめたものです。ご覧いただければ分かるとおりに、ほとんどの項目が削除されました。平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる等の余地を残し結論は先送りとなっています。文言が削除されなかった項目についても、検討とあるものは具体的な改正内容が固まっていませんので、結果的にはほぼ消費税の増税のみが通った格好です。

税目	項目	当初法案の内容	3党合意修正案
消費税	消費税率引き上げ	・現行の5%を、H26.4以後は8%、H27.10以後は10%に引上げ	同左
	課税の適正化	・5億円超の課税売上高を有する事業者の子会社等の免税点不適用	同左
所得税	税率構造の見直し	・現行の最高税率40%を、課税所得5千万円超について45%へ	削除
	金融所得課税の見直し	・10%の軽減税率を延長せず20%本則化 ・公社債の課税方式・損益通算の検討	同左
相続・贈与税	相続税の課税ベース・税率構造の見直し	・基礎控除を現行の60%とする ・死亡保険金の非課税枠の縮小 ・現行6段階の累進課税から8段階とし、最高税率を50%から55%へ	削除
	未成年者控除・障害者控除の引き上げ	・現行20歳まで6万円の未成年者控除を10万円に ・現行85歳までの1年につき6万円の障害者控除を10万円に(特別障害者は12万円から20万円に)	削除
	贈与税の税率構造の見直し	・20歳以上が直系尊属から受贈した場合とそれ以外で税率構造分ける ・現行6段階の累進課税を8段階に、最高税率を50%から55%に	削除
	相続時精算課税の適用要件の緩和	・受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加 ・現行65歳以上とされている贈与者要件を60歳以上とする	削除
その他	社会保障・税番号制度導入	・納税記録と社会保障情報を一元管理するための番号付与の検討	同左

### 2. 税制改正の今後の展望

修正法案では上記のとおり、数多くの項目について結論が先送りされました。所得税や相続税の改正については、「平成24年中に必要な措置を講ずる」という文言が修正法案に記載されたものの、明確な結論は出されていません。消費税増税に対する国民の理解を得るには富裕層の負担増加もやむなし、という趣旨だったはずが、消費税増税が先に決まってしまった今、富裕層の負担増加という方向性も、直ちに実現するかは不透明です。今回の修正法案に盛り込まれた、増税による低所得者層の負担軽減のための『給付付き税額控除』や、食料品等の消費税率を低く抑える『複数税率』などの検討項目についても、結局は今後の政権に委ねられることとなります。

解散総選挙が噂され政局が非常に不安定な情勢ですので、税制改正についての今後の展望も同様に不確かになりつつあります。法人は減税、個人(特に富裕層)は増税、という大枠は変わらないと思いますが、今後の政界の動向を注意深く見守る必要がありそうです。(担当:工藤)